

28監査公表第8号

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年5月26日

福岡市監査委員	川	上	晋	平
同	大	石	修	二
同	齋	田	雅	夫
同	伯	川	志	郎

行政監査(事務)の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

目 次

平成27年度行政監査(事務)の結果について

【監査結果報告】

第1	監査のテーマ	1
第2	テーマの選定理由	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の主な着眼点	1
第6	監査の方法	2
第7	監査の結果	2
1	調査票による事前調査	2
(1)	調査方法	2
(2)	調査結果	2
ア	団体の設置目的による分類	3
イ	団体の設立経過年数	3
ウ	団体の事務局職員として事務従事している市職員数	4
エ	団体の平成26年度決算状況	4
オ	翌年度への繰越額及び繰越率	6
カ	団体の規約・会則の整備状況等	6
キ	団体のあり方についての検討状況	7
2	実地調査	8
(1)	実地調査を行う団体の選定	8
(2)	調査結果	9
ア	準公金の管理について	10
イ	出納事務について	10
ウ	経理事務について	11
エ	準公金団体の事業等のあり方について	12
	【監査委員の意見】	13
	・参考資料 準公金団体一覧表	15

平成 27 年度行政監査(事務)の結果について

【監査結果報告】

第 1 監査のテーマ

準公金の取扱いについて

※ 準公金とは、公金（法令上福岡市の管理に属する現金、預貯金、有価証券等をいう。）以外の現金等であって、福岡市が補助金、負担金その他の名目により現金を交付している団体の所有に属し、かつ、業務上の必要性から市職員が管理しているものをいう。

第 2 テーマの選定理由

福岡市から補助金等の交付を受けている団体（実行委員会形式のものを含む。以下「団体」という。）については、職務上の関連や事業の円滑かつ効果的な進行のために、補助金等を団体に交付している部署が、団体の事務局を兼ねているところも多く見られる。

また、団体は、福岡市とは異なる組織であることから、財務・経理上の審査といった市の会計上のチェックを受けることがなく、団体事務局の運営は、内部統制上の観点からリスクの高い事務となっている。

このことから、事件・事故の未然防止、団体の適正かつ効率的な事務局運営の確保が求められる。

については、団体において、事務事業が適正に行われているかなどの全庁的なチェックに加え、経済性、効率性、有効性の観点から行政監査を実施するもの。

第 3 監査の対象

- ・ 準公金を取り扱っている所属(全局)
- ・ 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課（現在の所管は、総務企画局行政部行政マネジメント課）

第 4 監査の期間

平成27年7月から平成28年3月まで

第 5 監査の主な着眼点

- 1 団体の現金等の管理は適正か。
- 2 団体の経理事務のチェック及びその体制は適切か。
- 3 団体にとって必要な諸規定は制定されているか、またその内容は適正か。
- 4 本市職員が団体の経理事務を行う必要性はあるか。

第6 監査の方法

団体における準公金の取扱状況等に関する事前調査を行い、その結果から各団体の内部チェック及びその体制を中心に、必要な団体について実地調査を行った。

第7 監査の結果

1 調査票による事前調査

(1) 調査方法

総務企画局が実施した「準公金の取扱いについて」の調査を踏まえ、平成27年7月1日現在、準公金を取り扱っている団体(以下「準公金団体」という。)を所管する所属に対し、調査票を送付し回答を求めた。

(2) 調査結果

提出された調査票を集約した結果、監査対象となる準公金団体を所管するのは、全体の31局等のうち23局等で、所管課数は104課、準公金団体数は177団体である。

所管局等別の準公金団体数については、次表のとおりである。

【準公金団体数】

局 等	所管課数	団体数
総務企画局	5	7
財政局	2	2
市民局	3	5
こども未来局	2	2
保健福祉局	4	4
環境局	6	9
経済観光文化局	14	29
農林水産局	7	20
住宅都市局	1	2
道路下水道局	8	8
港湾局	3	3
東区役所	4	9
博多区役所	5	9
中央区役所	4	6
南区役所	4	7
城南区役所	4	7
早良区役所	5	9
西区役所	4	7
消防局	9	17
水道局	2	2
教育委員会	6	9

農業委員会事務局	1	1
議会事務局	1	3
合 計	1 0 4	1 7 7

※参考資料 準公金団体一覧表参照

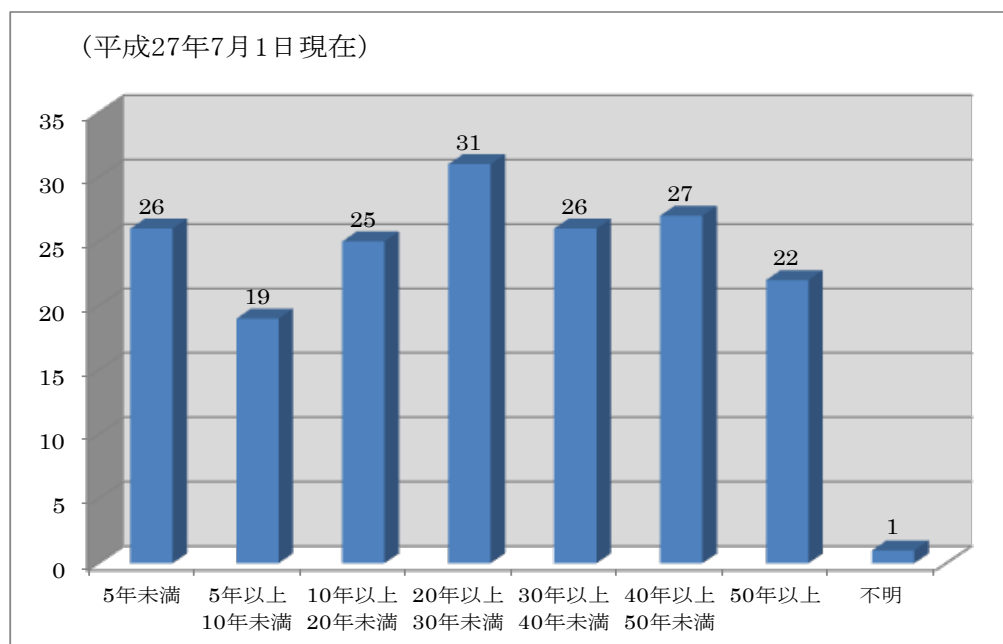
ア 団体の設置目的による分類

団体の設置目的を見ると①関係団体との連絡・調整・連携事業が63団体で最も多く、次いで②イベント事業の42団体であり、その2区分で全体の59.3%を占めている。

項 目	団体数	割 合
① 関係団体との連絡・調整・連携事業	63	35.6%
② イベント事業	42	23.7%
③ 地域・住民との連絡・調整・連携事業	32	18.1%
④ 自治体間の連絡・調整・連携事業	25	14.1%
⑤ 調査・研究・研修事業	13	7.4%
⑥ その他	2	1.1%
合 計	177	100.0%

イ 団体の設立経過年数

団体の設立経過年数を見ると、20年以上30年未満が31団体で最も多く、次いで40年以上50年未満が27団体であり、不明を除く176団体の平均は、26.4年である。



ウ 団体の事務局職員として事務従事している市職員数

事務局員数を見ると3人が110団体で最も多く、次いで4人の33団体であり、その2区分で全体の80.7%を占めている。また、事務局員数が2人の団体も4団体あった。

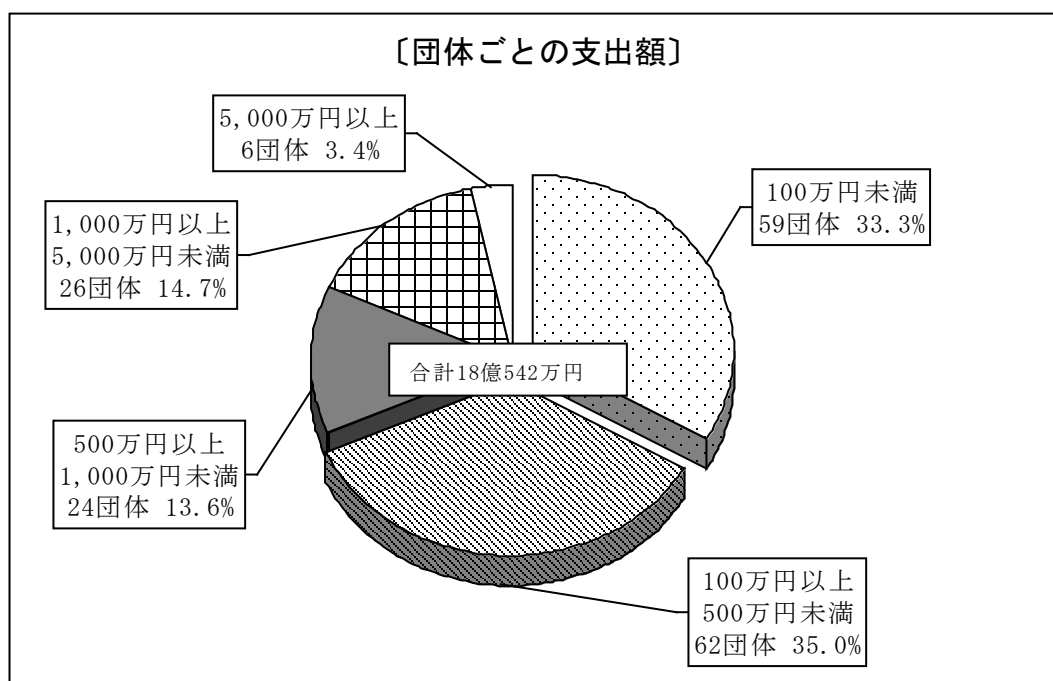
【事務局の市職員従事者数別団体数】

区 分	2人	3人	4人	5人以上	合計
団体数	4	110	33	30	177
割合	2.3%	62.1%	18.6%	17.0%	100.0%

エ 団体の平成26年度決算状況

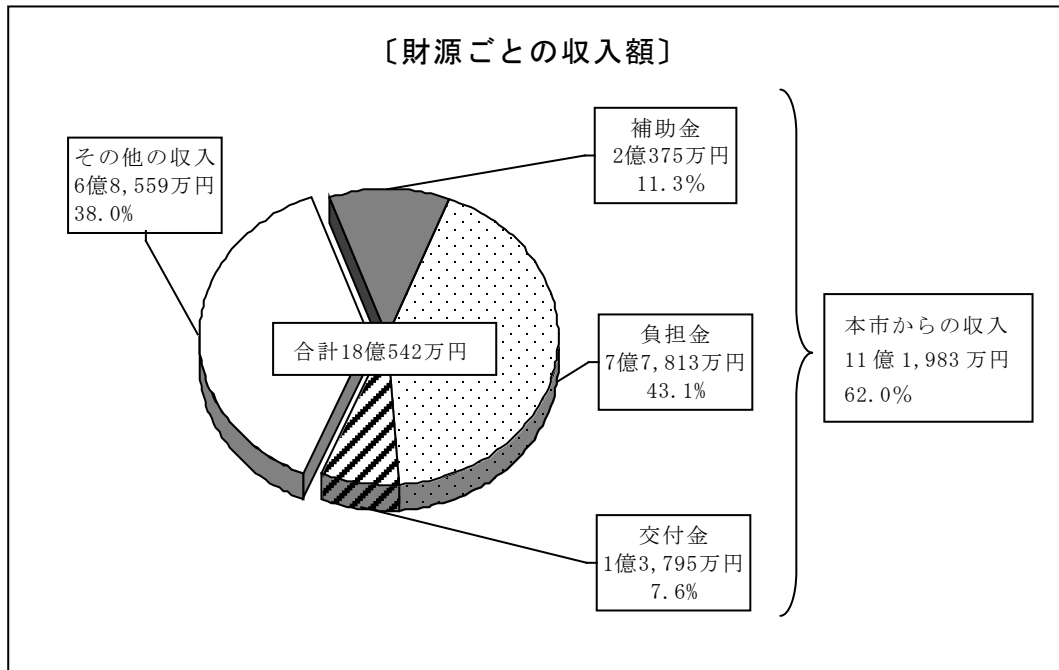
(7) 団体ごとの支出額

平成26年度決算における177団体の支出額の合計は、18億542万円で、支出額を見ると100万円以上500万円未満が62団体で最も多く、次いで100万円未満の59団体であり、その2区分で全体の68.3%を占めている。



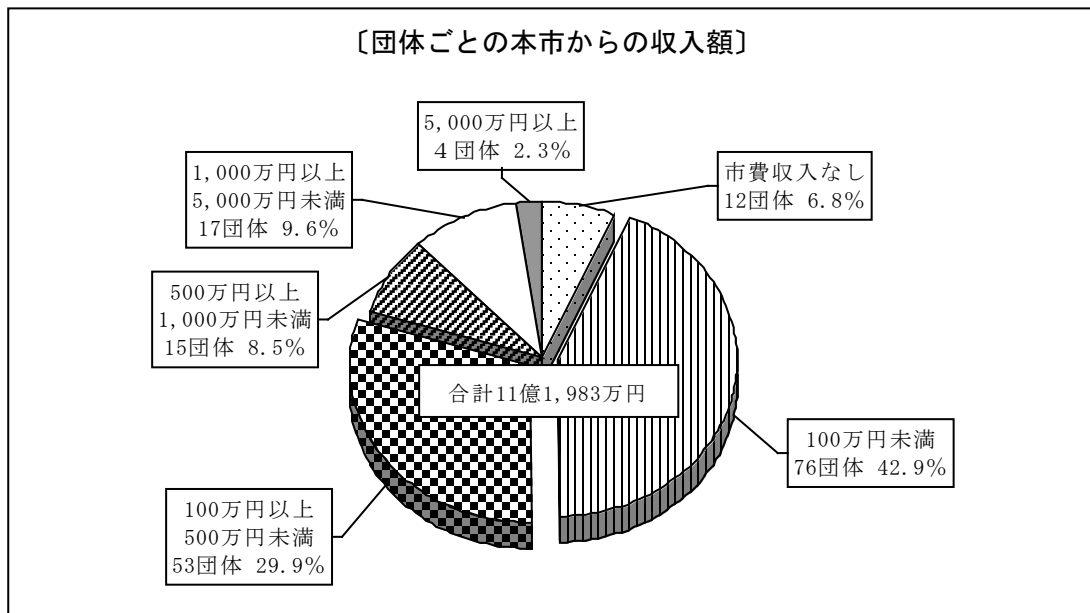
(イ) 財源ごとの収入額

177団体の財源ごとの収入を見ると、本市からの補助金、負担金などの収入額は11億1,983万円で、収入に占める割合は全体の62.0%であり、本市以外の会費などのその他の収入額は6億8,559万円で38.0%であった。



(ウ) 団体ごとの本市からの収入額

本市からの収入額11億1,983万円について、団体ごとに見ると100万円未満が76団体で最も多く、次いで100万円以上500万円未満の53団体であり、その2区分で全体の72.8%を占めている。



オ 翌年度への繰越額及び繰越率

団体の平成26年度決算における翌27年度への繰越額及び繰越率は、次のとおりである。

177団体のうち、繰越額が50万円以上の団体は34団体で全体の19.2%、繰越額の合計は1億1,245万円で全体の89.9%を占めている。

【繰越額】

区 分	団体数		金 額	
		割合		割合
0 円	65	36.8%	—	—
10 万円未満	39	22.0	133 万円	1.0%
10 万円 ～ 50 万円未満	39	22.0	1,135	9.1
50 万円 ～ 100 万円未満	15	8.5	1,073	8.6
100 万円 ～ 250 万円未満	9	5.1	1,257	10.0
250 万円 ～ 500 万円未満	5	2.8	1,896	15.2
500 万円 ～ 1,000 万円未満	3	1.7	2,298	18.4
1,000 万円以上	2	1.1	4,721	37.7
50 万円以上の団体計	34	19.2	11,245	89.9
合 計	177	100.0	12,513	100.0

翌年度への繰越がない65団体を除いた112団体のうち、繰越率が50%以上の団体は8団体あった。なお、繰越率が10%未満が59団体で52.7%と最も多く、次いで10%以上20%未満が18団体で16.1%となっており、その2区分で全体の68.8%を占めている。

【繰越率】

区 分	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上	合 計
団体数	59	18	9	14	4	8	112
割 合	52.7%	16.1%	8.0%	12.5%	3.6%	7.1%	100.0%

(注) 繰越率 = 翌年度への繰越額 / (前年度からの繰越額 + 当年度収入額) × 100

カ 団体の規約・会則の整備状況等

団体の設置目的や運営根拠を定めた規約・会則がない団体は1団体あり、経理規程がない団体は1団体である。また、監事を選任していない団体が1団体である。

区 分		有	無	合 計
規約・会則	団体数	176	1	177
	割合	99.4%	0.6%	100.0%
経理規程	団体数	176	1	177
	割合	99.4%	0.6%	100.0%
監事の選任	団体数	176	1	177
	割合	99.4%	0.6%	100.0%

キ 団体のあり方についての検討状況

総務企画局が作成した「福岡市準公金等取扱事務処理要領」では、準公金の取扱いに係る基本方針として、準公金の管理は団体によって行われるよう事務の移管に努めることとした上で、団体の活動内容が本市の事務と密接な関連を有している場合など、やむを得ない事情がある場合は本市職員が準公金を適正に管理することとされている。

そこで、準公金取扱いの前提となる団体のあり方について、団体の廃止や存続に関する調査を設立から5年以上経過している151団体に対して行った結果は、次表のとおりであった。

廃止を決定済の団体が1団体、廃止を既に検討中及び今後検討する団体が32団体ある一方で、今後も継続するとしている団体が118団体となっている。

【団体のあり方】

区 分	団体数	割合
廃止を決定済	1	0.7%
廃止を検討中	7	4.6%
今後、団体のあり方(継続、廃止等)について検討する	25	16.6%
今後も継続する	118	78.1%
合 計	151	100.0%

2 実地調査

(1) 実地調査を行う団体の選定

平成27年7月1日現在の準公金団体177団体のうち、次の選定要件に該当する39団体に実地調査を行った。

(選定要件)

- ① 調査票による調査結果から、団体の経理責任者への報告が適切に行われているか確認を要する団体、団体の経理事務に従事していない職員による点検を行っていないと回答した団体(23団体)
- ② 平成25年度又は平成26年度の定期監査の結果から、経理責任者等(課長・係長)のチェックが適切に行われているか確認を要する団体(11団体)
- ③ 平成26年度の決算において、翌年度への繰越額が50万円以上であり、繰越率が50%を超えている団体のうち、予算措置や事業のあり方について確認を要する団体(5団体)

実地調査の対象とした準公金団体は、次の一覧表のとおりである。

番号	局等	所管課	団体の名称	要件
1	市民局	生活安全課	福岡市防犯ボランティア支援事業実行委員会	①
2	こども未来局	青少年健全育成課	成人の日記念行事実行委員会	①
3	保健福祉局	保健予防課	福岡市献血推進協議会	①
4	環境局	総務課	福岡県清掃協議会	①
5			福岡県清掃協議会福岡圏支部	①
6	経済観光文化局	企業誘致課	福岡エレコン交流会	②
7		コンテンツ振興課	福岡ゲーム産業振興機構	②
8		コンテンツ振興課	福岡スタートアップ・サポーターズ協議会	②
9		コンテンツ振興課	「アジアフォーカス・福岡国際映画祭」実行委員会	②
10		美術館運営課	福岡市美術展運営委員会	②
11	農林水産局	農業振興課	福岡市広域有害鳥獣捕獲連絡部会	①
12		農業振興課	ふくおか農業塾運営協議会	①
13		農業振興課	福岡市地域担い手育成総合支援協議会	②
14		新青果市場担当	新青果市場整備委員会	③
15		鮮魚市場	福岡市鮮魚市場・東アジア流通促進協議会	③
16	住宅都市局	みどり推進課	福博花しるべ実行委員会	①
17	道路下水道局	計画調整課	主要地方道筑紫野古賀線道路建設促進期成会	③
18		道路計画課	福岡市道路利用者会議	③

19		高速道路推進課	福岡都市高速道路整備促進期成会	③
20	港湾局	維持課	博多港ふ頭清掃会	②
21		計画調整課	アイランドシティ・アーバンデザイン協議会	②
22	東区	企画振興課	志賀島金印まつり実行委員会	①
23		地域保健福祉課	東区民生委員児童委員協議会	①
24	博多区	市民課	福岡県戸籍住民基本台帳事務協議会	①
25		地域保健福祉課	博多区民生委員児童委員協議会	①
26	中央区	総務課	中央区交通安全推進協議会	①
27		地域保健福祉課	中央区民生委員児童委員協議会	①
28	南区	地域保健福祉課	南区民生委員児童委員協議会	②
29	城南区	生涯学習推進課	ふれあい城南運営委員会（博多どんたく城南区演舞台負担金）	①
30		生涯学習推進課	ふれあい城南運営委員会（城南区市民文化のつどい負担金）	①
31		生涯学習推進課	ふれあい城南運営委員会（区フェスティバル負担金）	①
32		健康課	城南区健康づくり推進協議会	①
33		地域保健福祉課	城南区民生委員児童委員協議会	①
34	早良区	総務課	早良区交通安全推進協議会	①
35		健康課	早良区健康づくり実行委員会	①
36		地域保健福祉課	早良区民生委員児童委員協議会	①
37	西区	地域保健福祉課	西区民生委員児童委員協議会	①
38	教育委員会	学務支援課	福岡市中学校文化連盟	②
39		学務支援課	福岡市中学校体育大会運営委員会	②

(2) 調査結果

本市の準公金の取扱いについては、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」(以下「要領」という。)が、平成19年9月から施行され、事務の適正化に向けた取組みがされてきた。その後、平成26年5月2日に要領に基づく準公金の取扱いについて、改めて総務企画局から全所属に対する通知などが行われた。

これらの市の取組みを踏まえて、監査事務局としても、平成20年度及び同21年度には「準公金等の適正管理について」をテーマとして重点的に監査を実施し、その後も、定期監査において準公金の取扱いの状況について確認を行ってきた。

このような中、今回、改めて準公金団体の適正かつ効率的な事務局の運営を確保すること等を目的に、準公金の取扱いをテーマとして全庁横断的に行政監査を実施したところ、各団体の準公金の取扱状況はおおむね適正に行われていたが、次のような検討、改善を要する事例が見受けられた。

ア 準公金の管理について

(7) 金庫の鍵管理

要領では、預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行登録印は経理責任者が別に保管するなど、事故防止に努めると規定しているが、金庫の鍵を事務取扱者(係員)が管理している団体が1団体、また、施錠できないレターケースの中に保管している団体が1団体あった。

(4) 口座の暗証番号登録等

要領では、金融機関に口座を開設する場合は、事故防止のため、原則として暗証番号登録を行わないと規定しているが、特段の理由なく暗証番号を登録し、キャッシュカードを作成している団体が1団体あった。

(5) 金券等の管理

要領では、この要領に定めるもののほか、準公金の取扱いについて必要な事項は、所管部長が定めると規定しているが、事業の期間内に、タクシーチケットを多数使用するにもかかわらず、タクシーチケットの使用・管理に関する定めがない団体が1団体あった。

イ 出納事務について

(7) 出納状況の報告・確認

要領では、経理責任者(課長)は、準公金の出納の決定及び管理状況の確認を行い、事務取扱者(係員)は、準公金の管理及び出納状況に関する経理責任者への報告を行うこと、また、準公金の出納・管理状況を明らかにするために収入支出経理簿等を整備し、常に整理することと規定されている。

準公金団体の出納事務において、事務取扱者は、収入伺又は支出伺を作成し、その都度経理責任者の決裁を受けて出納を行い、その後に収入支出経理簿に記帳しているが、要領に経理責任者への報告及び経理責任者による確認の時期についての定めがないため、報告・確認を決算時のみに行っている団体が24団体あった。

また、要領では、係長が行う事務について規定されていないことや、標準様式集に記載されている収入支出経理簿に決裁欄が設けられていないことから、出納事務において、係長の確認を受けた上で収入支出経理簿による経理責任者への報告が行われていることを確認できたのは3団体であり、他の多くの団体においては、出納状況の報告・確認が適切に行われているとは言い難い状況であった。

(イ) 出納事務等の点検

要領では、年1回以上、当該事務に従事していない職員（原則として係長級以上の職員）による点検を受けることとされているが、点検を実施していない団体が33団体あった。

また、要領では、点検の具体的な実施方法については、所管部長が別に定めることとされているが、全ての団体で定められていなかった。

ウ 経理事務について

(ア) 予算計上

団体の当初予算では計上していなかった事業について、急遽、寄付を受け、それを財源に実施することとなったが、団体の経理規程には、運営委員会で決定した当初予算を増額又は減額する場合の規定がなかったため、団体の長の了解を得た上で、事務局の決裁により予算を増額している団体が1団体あった。

(イ) 契約書等の作成

団体の経理規程では、総務企画局が作成した準公金団体の経理規程のモデル規程と同様に、契約をする場合は、「福岡市契約事務規則」「福岡市契約事務取扱規程」に準じた取扱いをするものとし、契約金額が10万円を超える契約について、50万以下の場合は請書を徴し、50万円を超える場合は契約書を作成することとなっているが、契約書の取り交わし等を行っていない団体が4団体あった。

(ウ) 収入事務

収入伺については、収入日ごとに作成する必要があるが、2週間分の収入を1件の収入伺にまとめて、決裁を受けている団体が1団体あった。

(エ) 支出事務

団体の下部組織に資金を交付するに当たっては、事業内容等を確認する必要があるが、下部組織に資金の執行に関する事業計画の提出を求めている団体が1団体あった。

(オ) 経理規程の未整備について

要領では、団体に補助金、負担金その他の名目により現金を交付する所管課は、団体に対して、会計規則等を定めるよう指導を行うと規定しているが、実地調査において改めて確認したところ、経理規程を定めていない団体が1団体あった。

(カ) その他

各団体では、要領で示されている標準様式集の様式により経理事務を行っている。これらの様式のうち、収入伺には収入日の記載欄が設けられておらず、また、支出伺には予算現額の記載欄が設けられていないなど、実務上の観点から改善することが望ましいものが見受けられた。

エ 準公金団体の事業等のあり方について

(ア) 繰越の状況について

繰越額や繰越率の状況から実地調査を行った準公金団体においては、会費の減額など収入の見直しや今後の事業展開について検討を行っているものなど、各団体において既に繰越額の削減に向けた取組みが行われていることを確認した。

(イ) 市職員が事務局を担う必要性について

事業の進捗により、本市に直接関係する部分の事業は完了し、事業の中心が市域外に移っている状況があり、本市が事務局を担い続ける必要性について検討する余地がある団体が1団体あった。

また、設立から30年が経過し、団体関係者内部の交流や研修を主体とする事業活動が定着しており、市の役割として、本市が事務局を担い続ける必要性について検討を要する団体が1団体あった。

監 査 委 員 の 意 見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。

準公金を取り扱う団体は、財務・経理上の審査といった市の会計上のチェックを受けることなく現金等の経理を行っており、内部統制上の観点から事故等が発生するリスクが高くなっている。仮に、これらの団体において準公金の取扱いに係る事故が起こった場合、形式的には市とは別の団体における事故であっても、市民目線で見ると市内部で起こったものと同様に受け取られることになる。このため、今回の行政監査は、準公金の取扱いに係る事故等の未然の防止とともに、団体の適正かつ効率的な事務局運営の確保を目的として実施したものである。

各団体における準公金の取扱状況を見るとおおむね適正に行われているものと認められたが、前述の監査結果に記載のとおり、一部の団体において、チェック体制や経理事務について検討、改善を要する事例が見受けられた。

これらの事例は、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」で定められている事務処理のルールが関係部署の職員に十分には浸透していないことが要因となっていると考えられる。

特に、経理責任者によるチェックや当該業務に従事していない他の職員による関係帳簿の点検が不十分であり、団体のチェック体制を早急に改善する必要がある。また、準公金の取扱いに関するルールの周知徹底を図り、職員が実務を習得するための全庁的な方策をとっていく必要がある。

については、所管部局におかれては、今回の監査結果を真摯に受け止め、準公金の取扱いをより適切に行うとともに、以下に掲げる事項について検討し、改善に取り組まれることを要望するものである。

1 準公金団体のチェック体制の整備

準公金の適切な取扱いを確保するためには、事務に従事する係長の承認を経て、経理責任者である課長が決裁を行う過程で、事務処理のチェックを適切に行うことが大切である。このため、準公金の取扱いに関するルールを所管する総務企画局におかれては、現行の要領の見直しを行い、係長の行うべき事務について明確に規定するとともに、各団体がチェック体制を整備する上で参考となるモデル例を作成されたい。

また、要領で示されている標準様式の中で、事務処理をチェックする観点から改善が望ましいものが見受けられたことから、標準様式の見直しを検討されるとともに、改めて要領について関係部署への周知徹底を図られたい。

2 準公金の取扱事務の支援体制強化

準公金は、市政運営の必要性から本市の公金に準じて取り扱っているものであり、公金と同様に厳正に取り扱わなければならない。しかしながら、準公金団体の事務に従事している職員に、その認識が十分にあるとは言い難く、また、準公金の取扱いに関するルールの理解や実務経験が不足している面も見受けられる。

このため、総務企画局におかれては、職員が事務処理の基本的なルールを習得できるよう、経理実務に即したマニュアルや記載例を作成するとともに、研修の実施や職員からの問い合わせ、相談への対応などの支援体制を充実されることが望まれる。

3 準公金団体への市の関与のあり方の検討

事前調査において、設立から5年以上を経過している151団体のうち、118の団体が今後も本市が事務局を担うことを含めて団体を継続すると回答しており、団体のあり方について検討することは予定されていない。

準公金の管理については、やむを得ない事情があると認められる場合は、本市の職員が団体の事務を行うことができるが、本来は、団体が行うことが基本とされているものである。

このため、各所管部局におかれては、団体のあり方について適宜検討していくことはもとより、「福岡市補助金ガイドライン(平成25年10月策定)」において、事業の自立を促すことを目的に、原則として全ての補助金に平成28年度末までの終期を設定した上で、補助効果の検証を行うこととなっていることも踏まえ、準公金団体が行っている各事業が本市の施策推進に寄与しているかその有効性などを改めて検証した上で、本市の職員が団体の事務を行う必要性について検討されるよう要望するものである。

参考資料 準公金団体一覧表

No	局 等	所管課	準公金団体の名称
1	総務企画局	総務課	板付基地返還促進協議会
2	総務企画局	企画調整部	福岡都市圏広域行政推進協議会
3	総務企画局	統計調査課	福岡統計協会福岡支部
4	総務企画局	国際課	福岡アジア文化賞委員会
5	総務企画局	国際課	福岡市姉妹都市委員会
6	総務企画局	国際課	「グローバル コミュニティ FUKUOKA」実行委員会
7	総務企画局	東京事務所	福岡市東京懇話会開催委員会
8	財政局	納税企画課	福岡地区税務連絡協議会
9	財政局	課税企画課	福岡県軽自動車税協議会
10	市民局	生活安全課	福岡市交通安全推進協議会
11	市民局	生活安全課	福岡市暴力追放推進協議会
12	市民局	生活安全課	福岡市防犯ボランティア支援事業実行委員会
13	市民局	人権啓発センター	ハートフルフェスタ福岡実行委員会
14	市民局	スポーツ事業課	福岡マラソン実行委員会
15	こども未来局	青少年健全育成課	成人の日記念行事実行委員会
16	こども未来局	放課後こども育成課	昼間校庭開放運営委員会連絡会
17	保健福祉局	福祉・介護予防課	福岡市民生委員児童委員協議会
18	保健福祉局	健康増進課	福岡市衛生連合会
19	保健福祉局	保健予防課	福岡市献血推進協議会
20	保健福祉局	食品衛生検査所	全国市場食品衛生検査所協議会九州ブロック
21	環境局	総務課	福岡県清掃協議会
22	環境局	総務課	福岡県清掃協議会福岡圏支部
23	環境局	環境政策課	環境フェスティバルふくおか2015実行委員会
24	環境局	環境政策課	福岡都市圏環境行政推進協議会
25	環境局	循環型社会計画課	ラブアース・クリーンアップ福岡地区実行委員会
26	環境局	循環型社会計画課	福岡市あき缶・びん対策協会
27	環境局	温暖化対策課	福岡市地球温暖化防止市民協議会
28	環境局	資源循環推進課	福岡市事業系古紙回収推進協議会
29	環境局	工場整備課	ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会九州地区協議会
30	経済観光文化局	企業誘致課	福岡エレコン交流会
31	経済観光文化局	企業誘致課	グランドクロス広域連携協議会企業誘致部会
32	経済観光文化局	コンテンツ振興課	福岡ゲーム産業振興機構
33	経済観光文化局	コンテンツ振興課	クリエイティブ福岡推進協議会
34	経済観光文化局	コンテンツ振興課	福岡スタートアップ・サポーターズ協議会
35	経済観光文化局	コンテンツ振興課	福岡フィルムコミッション
36	経済観光文化局	コンテンツ振興課	「アジアフォーカス・福岡国際映画祭」実行委員会
37	経済観光文化局	国際経済課	国際展示会等支援協議会

38	経済観光文化局	国際経済課	福岡アジアビジネス支援委員会
39	経済観光文化局	国際経済課	シティワイン福岡実行委員会
40	経済観光文化局	国際経済課	福岡フードビジネス協議会
41	経済観光文化局	地域産業支援課	福岡市伝統的工芸品振興委員会
42	経済観光文化局	地域産業支援課	博多伝統職の会
43	経済観光文化局	創業・大学連携課	福岡ビジネス創造センター運営委員会
44	経済観光文化局	創業・大学連携課	大学ネットワークふくおか
45	経済観光文化局	創業・大学連携課	スタートアップ都市推進協議会
46	経済観光文化局	プロモーション推進課	福岡地区観光協議会(本会)
47	経済観光文化局	プロモーション推進課	福岡地区観光協議会(観光振興部会)
48	経済観光文化局	プロモーション推進課	九州縦断観光ルート協議会
49	経済観光文化局	観光産業課	福岡市観光土産品協会
50	経済観光文化局	空港対策課	福岡空港利活用推進協議会
51	経済観光文化局	地域調整担当	福岡空港騒音対策協議会
52	経済観光文化局	経営企画課	福岡県内競艇施行者協議会
53	経済観光文化局	経営企画課	九州地区競艇施行者協議会
54	経済観光文化局	開催運営課	福岡競艇場従事員共済会
55	経済観光文化局	開催運営課	福岡競艇場防犯対策協議会
56	経済観光文化局	文化財保護課	九州地区市町村文化財保存整備協議会
57	経済観光文化局	美術館運営課	福岡市美術展運営委員会
58	経済観光文化局	博物館管理課	特別展「新・奴国展」実行委員会
59	農林水産局	総務課	福岡市農林水産まつり運営委員会
60	農林水産局	農業政策課	福岡市農村センター運営協議会
61	農林水産局	農業政策課	福岡市耕作放棄地対策協議会
62	農林水産局	農業振興課	福岡市広域有害鳥獣駆除捕獲連絡部会
63	農林水産局	農業振興課	福岡市鳥獣被害対策協議会
64	農林水産局	農業振興課	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会(総合支援事業分)
65	農林水産局	農業振興課	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会(緊急捕獲事業分)
66	農林水産局	農業振興課	ふくおか農業塾運営協議会
67	農林水産局	農業振興課	福岡市農畜産物消費拡大推進協議会
68	農林水産局	農業振興課	市内産農畜産物学校給食活用協議会
69	農林水産局	農業振興課	福岡市6次産業化推進プロジェクト会議
70	農林水産局	農業振興課	福岡市地域担い手育成総合支援協議会
71	農林水産局	農業振興課	福岡市畜産環境整備協議会
72	農林水産局	水産振興課	福岡魚滓処理対策協議会
73	農林水産局	市場課	全国中央卸売市場協会九州支部
74	農林水産局	市場課	平成27年度全国中央卸売市場協会九州支部中央卸売市場長会議事務局
75	農林水産局	市場課	福岡市中央卸売市場生鮮食品流通協会
76	農林水産局	新青果市場担当	新青果市場整備委員会
77	農林水産局	鮮魚市場	福岡市鮮魚市場・東アジア流通促進協議会

78	農林水産局	鮮魚市場	福岡魚食普及推進協議会
79	住宅都市局	みどり推進課	さくらまつり実行委員会
80	住宅都市局	みどり推進課	福博花しるべ実行委員会
81	道路下水道局	下水道経営企画課	九州地方下水道協会
82	道路下水道局	路政課	福岡市道路占用工事調整協議会
83	道路下水道局	計画調整課	主要地方道筑紫野古賀線道路建設促進期成会
84	道路下水道局	道路計画課	福岡市道路利用者会議
85	道路下水道局	下水道計画課	福岡市・糟屋地区(1市7町)浸水対策連絡会議
86	道路下水道局	河川計画課	多々良川水系改修事業促進協議会
87	道路下水道局	広域道路推進課	福岡外環状線建設促進期成会
88	道路下水道局	高速道路推進課	福岡都市高速道路整備促進期成会
89	港湾局	維持課	博多港ふ頭清掃会
90	港湾局	計画調整課	アイランドシティ・アーバンデザイン協議会
91	港湾局	事業管理課	アイランドシティまちびらき10周年実行委員会
92	東区	総務課	東区交通安全推進協議会
93	東区	企画振興課	志賀島金印まつり実行委員会
94	東区	企画振興課	東区青少年育成協議会
95	東区	企画振興課	東区区民フェスティバル実行委員会
96	東区	企画振興課	イースタンヤングフェスティバル実行委員会
97	東区	企画振興課	東区区民体育振興会
98	東区	健康課	東区健康づくり実行委員会
99	東区	健康課	東区衛生連合会
100	東区	地域保健福祉課	東区民生委員児童委員協議会
101	博多区	総務課	博多区交通安全推進協議会
102	博多区	市民課	九州連合戸籍住民基本台帳事務協議会
103	博多区	市民課	福岡県戸籍住民基本台帳事務協議会
104	博多区	企画振興課	まつりはかた実行委員会
105	博多区	企画振興課	博多の魅力発信会議
106	博多区	企画振興課	博多ライトアップウォーク実行委員会
107	博多区	健康課	博多区健康づくり実行委員会
108	博多区	健康課	博多区衛生連合会
109	博多区	地域保健福祉課	博多区民生委員児童委員協議会
110	中央区	総務課	中央区交通安全推進協議会
111	中央区	総務課	中央区花いっぱい運動推進委員会
112	中央区	企画振興課	中央区市民の祭り運営委員会
113	中央区	健康課	中央区衛生連合会
114	中央区	健康課	中央区健康づくり推進実行委員会
115	中央区	地域保健福祉課	中央区民生委員児童委員協議会
116	南区	総務課	南区交通安全推進協議会
117	南区	総務課	大橋駅周辺安全・安心まちづくり応援団
118	南区	企画振興課	桧原桜賞実行委員会

119	南区	企画振興課	南区市民の祭り運営委員会
120	南区	健康課	南区健康づくり実行委員会
121	南区	健康課	南区衛生連合会
122	南区	地域保健福祉課	南区民生委員児童委員協議会
123	城南区	総務課	城南区交通安全推進協議会
124	城南区	生涯学習推進課	ふれあい城南運営委員会(博多どんたく「城南区演舞台」)
125	城南区	生涯学習推進課	ふれあい城南運営委員会(城南区市民文化のつどい)
126	城南区	生涯学習推進課	ふれあい城南運営委員会(区民フェスティバル)
127	城南区	健康課	城南区健康づくり推進協議会
128	城南区	健康課	城南区衛生連合会
129	城南区	地域保健福祉課	城南区民生委員児童委員協議会
130	早良区	総務課	早良区交通安全推進協議会
131	早良区	企画課	早良みなみ塾実行委員会
132	早良区	企画課	まつり早良運営委員会
133	早良区	企画課	さわらの秋企画運営委員会
134	早良区	地域支援課	早良区体育振興会
135	早良区	地域支援課	早良区子どもリーダー育成研修会実行委員会
136	早良区	健康課	早良区健康づくり実行委員会
137	早良区	健康課	早良区衛生連合会
138	早良区	地域保健福祉課	早良区民生委員児童委員協議会
139	西区	総務課	西区交通安全推進協議会
140	西区	振興課	西区まるごと博物館推進会
141	西区	振興課	福岡市西区イベント推進会議
142	西区	振興課	福岡市西区地域活動推進会
143	西区	健康課	西区衛生連合会
144	西区	健康課	西区健康づくり推進協議会
145	西区	地域保健福祉課	西区民生委員児童委員協議会
146	消防局	総務課	福岡県消防長会
147	消防局	警防課	福岡県消防相互応援協定消防連絡協議会
148	消防局	警防課	高速自動車道福岡県消防連絡協議会
149	消防局	警防課	福岡市消防団連合会
150	消防局	警防課	福岡市消防団連合会水上支部
151	消防局	警防課	福岡市消防伝統技術本部
152	消防局	救急課	福岡市救急病院協会
153	消防局	東消防署警備課	福岡市消防団連合会東支部
154	消防局	東消防署警備課	福岡市消防伝統技術本部まとい会
155	消防局	博多消防署警備課	福岡市消防団連合会博多支部
156	消防局	博多消防署警備課	福岡市消防伝統技術本部消防梯子乗り会
157	消防局	中央消防署警備課	福岡市消防団連合会中央支部
158	消防局	中央消防署警備課	福岡市消防伝統技術本部消防太鼓会

159	消防局	南消防署警備課	福岡市消防団連合会南支部
160	消防局	早良消防署警備課	福岡市消防団連合会早良支部
161	消防局	西消防署警備課	福岡市消防団連合会西支部
162	消防局	西消防署警備課	福岡市消防木遣り会
163	水道局	総務課	日本水道協会九州地方支部
164	水道局	流域連携課	江川水源祭実行委員会
165	教育委員会	人権・同和教育課	福岡市地域の教育力活性化協議会
166	教育委員会	健康教育課	福岡市学校保健会
167	教育委員会	教育支援課	福岡市国際教育推進実行委員会
168	教育委員会	学務支援課	福岡市中学校総合文化発表会運営委員会
169	教育委員会	学務支援課	福岡市中学校文化連盟
170	教育委員会	学務支援課	福岡市中学校体育大会運営委員会
171	教育委員会	学務支援課	福岡市中学校部活動振興委員会
172	教育委員会	文学・文書課	福岡市文学振興事業実行委員会
173	教育委員会	映像資料課	映像ホール・シネラ実行委員会
174	農業委員会事務局	農業委員会事務局	福岡県農業会議福岡支部
175	議会事務局	総務秘書課	福岡市議会議員互助会
176	議会事務局	総務秘書課	福岡都市圏議長会
177	議会事務局	総務秘書課	全国市議会議長会特定第三種漁港協議会